

臼杵市若者交流促進事業補助金

少子化の要因となっている未婚化や晩婚化に対する取組みとして、結婚を望む独身男女を対象とした出会いの場づくり等、結婚に向けた活動を支援するための事業を実施する団体に対し、予算の範囲内において臼杵市若者交流促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付します。

補助対象団体

補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、市内に事務所等の拠点があり、主として市内で活動を行う公共的団体等及び民間団体、企業等とします。

ただし、宗教活動、政治活動、選挙活動を目的とするもの及び公益を害するおそれのあるものについては、対象となりません。

補助対象事業

補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、結婚を望む独身男女に対して、出会いの場や交際のきっかけづくりの場を提供する事業又は結婚へのきっかけづくりを支援する事業であって、次の要件を満たすものとします。

- (1) 20歳以上の独身の男女を対象とすること。
- (2) 広く一般から参加者を募集し、参加者の男女比が同数程度となるよう計画されていること。ただし、結婚に対する意識向上を図るための講演会やセミナー等は除きます。
- (3) 原則として、参加者の定員が20人以上であり、参加者の4割以上が市内に在住又は在勤する者となるよう計画されていること。
- (4) 原則として、市内で事業を実施するものであること。
- (5) 参加者から参加料等を徴収する場合は、事業の趣旨を踏まえ、適正な価格を設定すること。
- (6) 公序良俗に反する内容及び社会通念上適当でないと認められる内容を含まないこと。
- (7) 営利を主たる目的とせず、特定の商品の販売、販売のあっせん又は事業以外の業務への勧誘等、事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと。

補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業の実施に必要な経費とし、別表に定めるとおりとします。

補助金の額等

補助金の交付額は、補助対象事業の実施に必要な経費から補助金以外の収入を控除した額とします。ただし、30万円を限度とし、補助金の交付額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とします。

補助金の申請

補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付し、提出してください。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書又はこれに代わる書類（様式第3号）
- (3) パンフレット案や企画書等があれば添付してください。

補助金の交付決定通知書の交付

申請について審査し、補助金の交付が適当と決定したときは、申請者に対し補助金等交付決定通知書を交付します。

着手届

補助金交付の決定を受けた後、事業に着手したときは、事業着手届（様式第5号）を提出してください。

実績報告

事業が完了したら、事業完了届（様式第6号）に次の書類を添付し提出してください。
（事業完了日から20日以内又は翌年4月10日のいずれかの早い日まで）

- （1）精算書（様式第8号）
- （2）補助対象事業の実施に係る領収書の写し
- （3）事業の実施状況が分かる資料（次第や写真等）

補助金の交付の請求

実績報告提出後、補助金等交付請求書（様式第7号）により、当該補助金の請求を行ってください。

事業の完了前に補助金の一部を概算払いすることもできますので、その際は、補助金等前金（概算払）請求書（様式第9号）により請求を行ってください。

留意事項

- 1 補助対象事業の実施にあたっては、個人情報の取り扱いに配慮し、登録情報を適切に管理し、情報の漏洩等がないよう十分注意してください
- 2 カップルになった参加者については、出会いの場の提供後も結婚に至るまでの相談にのるなど、きめ細かなフォローアップに努めてください。

別表（補助対象経費）

経費区分	内 容
報償費	講師、司会者謝礼等
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品
燃料費	ガソリン代、灯油代等
印刷製本費	チラシ、ポスター、資料の印刷費、コピー代等
食糧費	イベントに必要な飲食費等
通信運搬費	郵便料、電話料等
広告料	新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等の広告宣伝料等
手数料	振込手数料等
保険料	損害保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機械・車両賃借料、設備賃借料等
原材料費	事業の実施に必要な原材料
その他	市長が必要と認める経費